

# 会議要録

会議名	令和5年度第2回八王子市住居表示審議会	
日時	令和6年2月8日（木）午後1時30分～午後3時00分	
場所	八王子市役所本庁舎 802会議室	
出席者氏名	参加者	古滝昇、勝又英恭、吉井英樹、塚狹雅朗、市川克宏、馬場貴大、古里幸太郎、大久保静男、田中恭男、岡田英敏（敬称略）
	事務局	八王子市長 初宿 和夫 【市民部】立花等部長、野田明美課長、相川勝吾主査、山崎恵美主査、石崎亮多主任、都築真弓専門職、渡辺幹夫、大村初実 【拠点整備部】山崎泰弘課長、小谷田広一郎課長補佐兼主査
	【欠席者】	尾形布美子
議題等	上野第二地区土地区画整理事業換地処分に合わせて台町三・四丁目の一部の住所変更を実施することについて	
公開・非公開の別	公開決定後公開	
傍聴人の数	0名	
配付資料名 (事前配布含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【資料1】 台町三・四丁目 住所変更 全体図（原案）</li> <li>● 【資料2】 台町三・四丁目 住居番号変更予定リスト（原案）</li> <li>● 【資料3】 住居表示台帳（原案）</li> <li>● 【資料4】 R6.2.8審議会委員名簿</li> <li>● 第2回諮問書（公印あり）</li> <li>● 八王子市住居表示審議会規則(昭和41年10月15日規則第48号)</li> </ul>	

## 会議内容

### 1. 開会

事務局 : これより令和5年度第2回八王子市住居表示審議会を開会します。  
本日は、住所変更案について市長から諮問を行う予定となっておりますが、1月21日の選挙により市長が交代しましたので、新市長より、「諮問書」を交付いたします。この後の公務の都合上、会議冒頭にて、着任のご挨拶に続き、「諮問書」の交付を行いますのでご了承ください。  
それでは市長、お願いします。

八王子市長 : 皆さんこんにちは。市長の初宿和夫でございます。  
皆様には、日ごろから市政運営に対して多大なるご協力をいただくとともに、本審議会においてもそれぞれの専門的な知見からご意見・ご助言を賜り、感謝申し上げます。住所の決定は、市民の皆さまの日常生活に大きな影響を与える重要な決定事項であります。公平公正なお立場で、ご審議いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

#### <諮問書交付>

事務局 : 改めまして、委員の皆さまは、令和5年12月18日付で、八王子市長から委員の委嘱がされております。令和7年12月17日までよろしくお願いいたします。  
なお、審議委員2名が人事異動のより交代となっておりますので、ご紹介いたします。また前回欠席でした審議委員1名もご紹介いたします。

#### <会議参加者紹介>

#### <資料確認>

#### <音声録音の報告>

事務局 : 今回の審議会は、前回の諮問答申を踏まえ、実態調査を実施しました結果をもと実際に変更する箇所の諮問を作成しました。  
今回の答申は、即日答申とせず、住民説明会を実施した後の、次回の審議会で答申をいただくこととなります。  
それでは、審議会の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 2. 議事

市川会長 : それでは、ここから進行します。  
本日は、委員11名のうち10名出席いただいておりますので、八王子市住居表示審議会施行規則の規定に基づき、会議は成立しています。  
つぎに、「議事」に入る前に、会議の公開・非公開を決定したいと思います。  
本会議は「八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針」の非公開事項に該当するものがないとし、本会議は公開ということによろしいでしょうか。

#### ≪異議なしと発言あり≫

市川会長 : 異議なしと認め、会議を公開とします。次に事務局から傍聴者について報告願います。

事務局 : 本会議場に傍聴席を設けましたが、傍聴者はありません。本会議の傍聴は、事前申し込み制としており、すでに申し込みを締め切っておりますので本会議中に傍聴希望者がお見えになってもお断りいたします。

市川会長 : それでは、「議事」に入ります。本日の議事、上野第二地区土地区画整理事業換地処分に合わせて台町三・四丁目の一部の住所変更を実施することについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 【諮問の経過及び内容について説明】

- 市川会長 : 事務局の説明が終わりました。今の説明を踏まえ、今後の事業実施に向けて、原案についてご質疑をお願いしたいと思います。
- 古里委員 : 確認になりますが、フロントページで番号を確定するという事は、住居表示としては欠番がでてくるということでしょうか。
- 事務局 : 建物が建ってない、または入り口が別々であるなどの場合はその番号は使わないことになります。
- 古里委員 : もし家が建てばその番号を使うということですね。続けて質問よろしいでしょうか。前回は去年12月に1回住居表示の通知を出す予定だったかと思うが、今回は決定してからということですか？
- 事務局 : 前回の8月に諮問をしたときのスケジュールでは、10月に住民説明会で翌年2月に換地処分公告でしたが、東京都の認可が時日を有しまして11月14日に東京都の認可が下りました。その後は区画整理課が地権者へ換地処分通知を発送し、住民説明会を5月9、10、11、12日の木金土日で予定しています。そこで市民の方に説明をして、何もなければ8月9日に公告を出すことを予定しています。
- 古里委員 : 前回消防の方からご意見があったかと思うのですが、枝番は申し出制とのことで、例えば4丁目5番の7が3つあったりしても、枝番が申請されない場合もあるのでしょうか。消防の方が火事だったら火がでているから駆けつけても同じ番号でも分かるが、有毒ガスなど目に見えないものだったら住所が続いていると家が分からないとか、家宅捜査のときに家を間違えてはいけないなどの意見があったかと思えます。そういったことも含めても、あくまで申し出制なのでしょうか。
- 事務局 : 市のほうでも枝番をつけるように案内はいたしますが、本人の申し出制で枝番をつけることとなります。職権で枝番をつけることは行っていません。市が住所を決めるのは、例えば4丁目5番1までで、そこから枝番を付けるのは方書になります。方書としては、例えばアパート名があるのですが、それと同じ扱いで枝番の1や2をつける形となります。5月に説明会を行いますので、その時の説明の資料の中に枝番についての説明をします。その際、極力枝番をつけていただくことと、枝番をつけると効果が高いことも説明します。
- 大久保委員 : 質問よろしいでしょうか。
- 市川会長 : はい、大久保委員
- 大久保委員 : スライド番号3に台町三丁目18番に2が2つありますが、これは枝番の申請をすると、枝番をつけてくれるということですか？  
それで空地になっている隣に建物が建つと3になって、今現在15になっているのが4になるのでしょうか？  
奥に15号があるのですが、そこにいた人が飛び地で今現在の位置に来たのか？  
その人は、同じ住所があるため郵便物でいろいろ困っているということを確認してきた。今回本来の4号になれば誤配がなくなると思う。  
質問としては、枝番のことと、15号が飛び地になっている経緯についてとなります。
- 事務局 : 先ほど飛び換地の話がでたのですが、区画整理によって飛び地となった方もいらっしゃいます。そこで今回、実態調査をしたところ、15になっていたところは本来のフロントページだと入り口からして4になります。もし、この空地に家が建った場合、4からの入り口となった場合は4となり、4に枝番をつけていくこととなります。3からの入り口となった場合は3になります。2の枝番に関しては、枝番の希望があれば2-1や2-2などの対応をするので、住民説明会でもお示しいたします。
- 大久保委員 : ありがとうございます。
- 市川会長 : 他にありませんか。
- 塚狭委員 : 八王子消防署の塚狭です。何点か伺いたいと思います。先ほど、ピッチが15m間隔について、調整ができるものなのかが1点目。換地処分が住民説明会を経て、今年8月頃ということで、先ほど古里委員からの質問がありました通り、枝番の対応の話もありますが、最終的には我々は住宅地図やシステムの照合と、「どこで火事ですか？緊急ですか？」とご本人から話を聞いて、当然ご本人さん番号が変わってしまうことがあるので、そこに行くま

でに時間を要してしまうのを危惧してしまいます。ただ同じ街区内なので、それほどでもないのかなとは思いますが。

実際換地処分をして、例えばN T Tや住宅地図などの民間企業は、換地処分の結果を見て反映すると思うのですが、実際にそのあたりのタイミングはどのあたりになるのでしょうか。

事務局 : まず1点目のピッチのことは、八王子市の住居表示実施基準の中では約15m間隔という表示になっています。約ですので必ず15m間隔ではなく幅をきかせて移動することは可能となっています。

2点目のN T Tや地図会社等の各民間企業の対応なのですが、公的機関やN T Tなど一部の企業については新旧対照表を作成して、ご案内をします。時期としては、官庁速報に換地処分公告ができるのは、換地処分公告の約2週間前になるので、なるべく早く新旧対照表を固めてデータをリスト化して必要なところに示します。その後、換地処分公告以降に冊子をお渡しできるように作成を目指しています。

郵便に関しては、新旧のリストを見ながら配達が可能と聞いていますので、混乱は生じない形となっております。郵便に関してはおおよそ3年くらいかなと思っています。一部の市民の方から長く旧住所も配達して欲しいとの意見がありましたので、そこは郵便局次第になってしまうのですが、1年もしくは3年の間は新旧での対応は可能となっております。

市川会長 : 他にありませんか。はい、古里委員

古里委員 : 1点だけ。枝番をつけると明記されているのですが、枝番についての規則性を聞きたい。例えば左からか右からかなど、規則性は考えられますか？

事務局 : フロンテージが時計回りでなっているように、枝番も時計回りになっています。左回りです。

市川会長 : 他にありませんか。

馬場委員 : その話だと、今は決めたくないけど、再来年なら決めてもいいかなと言ったときは番号が飛ぶのですか？つまり、同じ番号が4つあるとして、既に枝番が1, 2のところがあり、再来年に決めてくれそうな3の予定者がいた場合、そこは飛び越えて4をつけておくのか、あえて空けておくのか、そのあたりの規則性はどのようになっていますか？

事務局 : 事前に台帳で番号を示しており、届出があったらそこに当てはめて、入り口に近いところの番号を振っていきます。これ自体が台帳という形で位置づけており、それに当てはめていきます。多少の希望は入り口で融通はききます。

馬場委員 : 枝番のことです。例えばスタート時点で枝番を一斉に決める人も多いと思いますが、中には事情で今は決めないけど将来は決めますよといったときは飛び越えるのか、それとも役所のほうで想定して当て込んでいるのか。

事務局 : そこは想定しておきます。例えば枝番が1, 2, 3, 4とあったときに、2の方はその時点では枝番申請しないが、将来的に枝番をつくといいことを想定し、2を残したまま次の番号を付番します。

市川会長 : よろしいですか、他にございませんか。はい、事務局お願いします。

事務局 : 少し補足をします。住民説明会で今回住所が変わる方への説明の中で、例えばこの番号じゃないほうがいい、番号を変えたくないといった方もいらっしゃると思います。その時には、今回示した番号でお願いをするのが大原則なのですが、例えば16を付番しているのですが、8のほうが近いので8にしたいとか、どちらからの入り口の番号で付けたいというのであれば変えることは可能です。少し調整が効く地区もあります。全てではないのですが、そういったこともできる場合もあります。原則は付番したものでお願いをしていくこととなります。

市川会長 : 他にございませんか。はい、勝又委員

勝又委員 : 法務局の勝又と申します。住民説明会の際にできれば言っていただきたいのですが、いわゆる個人の住所と、いわゆる登記で使う建物の家屋番号や底地地番等は違うことが想定されてきます。今おっしゃったように「やはり8番いい」とか「11番がいい」としたときには、土地の地番号に建物の登記の家屋番号が引っ張られてくる大原則は変わりませんの

で、相違が生じてしまうことをあらかじめご了解のうえでご要望をうけていただけると助かります。

市川会長 : 他にございませんか。

それでは委員の皆様から様々なご質問がありました。ありがとうございました。事務局の説明により理解が深まったことと思います。ご意見につきましては事務局の考え方を聞きましましたので、その点を踏まえてまとめさせていただきます。

台町三・四丁目は、昭和47年に住居表示が実施されその後、区画整理により道路ができたことで、土地の形状が変わり、住居の異動も増え、一部の住所がわかりにくくなってしまいました。そこで今回の審議会では、実態調査を行った結果をもとに、不整合な建物は住所変更を実施する事務局の提案に賛成する内容の答申を提出しました。

今回、事務局において実態調査を踏まえ、フロンテージ位置の調整や、建物の不整合を見直すことにより、住所変更をする建物を最小限に抑え、具体的な提案が提示されました。しかしこの一部の方については、希望により微調整が可能とのことでしたので、前回の答申でお願いしたとおり、住民説明会において市民に分かりやすく十分な説明を行うことを前提に、この原案のとおり進めていくことを妥当とすることを本日のまとめとしたいと思います。そのうえで住民説明会の結果を踏まえた最終的な住所の変更箇所について次回の審議会で協議し、答申をまとめます。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了となります。進行を事務局にお返しします。

### 3. 閉会

事務局 : 会長には、審議会進行ありがとうございました。

また、委員の皆様、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

本日の会議要録は事務局で取りまとめ、みなさまにご提示して確認をしていただきます。

修正等が出た場合は、必要に応じて各委員にご連絡のうえご確認をいただき、会議要録を決定後、市ホームページで公開いたします。

なお、住民説明会は5月上旬に行う予定で、市民にわかりやすく丁寧な説明に努めます。

次回の会議開催日ですが、先程もご説明いたしました、住民説明会以降で審議会を予定しております。改めて文書で通知を送らせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の審議会を終了とします。

ありがとうございました。